平成２７年（フ）第１号
滋賀県長浜市元浜町12番32号　ＶＩＶＡＣＥ大手門302号室
債務者　山本　浩人
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小山　英則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年４月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第６３２号
北九州市若松区修多羅１丁目２番14号
債務者　玉井　　潮
1　決定年月日時　平成27年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　溝口　史子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年３月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年３月19日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第３６７号
函館市駒場町３番18―306号
債務者　養畑　智子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３６９号
北海道二海郡八雲町富士見町116番地２号、住民票上の住所北海道虻田郡倶知安町字富士見166番地３　コーポ虹の家104号室
債務者　山田　翔太
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
函館地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
函館市亀田港町56番12号　特別養護老人ホームあい亀田港
債務者　山口　幸子
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３３７号
埼玉県東松山市松葉町４丁目８番55号　グランシャリオ東松山201
債務者　松下　克也
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３４６号
埼玉県行田市栄町16番37号
債務者　新井　庫一
1　決定年月日時　平成27年１月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第３７５号
愛知県安城市野寺町外畑24番地１　コーポ寿々木103
債務者　富山　大輔
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３７６号
愛知県安城市野寺町外畑24番地１　コーポ寿々木103
債務者　富山　　岬
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第４３８７号
大阪市東淀川区豊里７丁目31番16号　メゾンアオイＥＸ201号
債務者　外薗　拓実
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６５７号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目２番５―401号
債務者　黒島　貴志
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４９７７号
大阪府大東市末広町３番1006号
債務者　田澤　大樹
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５００９号
大阪府吹田市内本町３丁目31番29号
債務者　宮辻　友和
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０７３号
大阪府枚方市中宮山戸町19番50―103号
債務者　馬場奈央子
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５０８９号
大阪市北区中之島６丁目１番45―1004号
債務者　吉良　和永
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５１１３号
大阪市中央区安堂寺町２丁目４番１号　シティヒルズ安堂寺808、住民票上の住所大阪府豊中市宮山町２丁目20番31号
債務者　江川　英利
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２３５号
大阪府大東市平野屋２丁目４番17号　ＪＡセピアＢ棟103号
債務者　古川　一美
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第５２４０号
大阪府茨木市紫明園９番21号
債務者　望月　秀洋
1　決定年月日時　平成27年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部